**第５　基本方針に基づく具体的な取組み**

（１）これまでの取組み

一般会計に属する建物（施設）の「長寿命化」及び「総量最適化・有効活用」を推進するため、以下の取組みを行った。

（１）－１　長寿命化

 ①日常点検能力の向上のための環境整備等（平成28年度～令和３年度）

建物や建築設備の維持管理に関する資格や知識を有していない施設管理者でも、日常点検を実施することにより、施設の状態を常に把握し、突発的な事故が予防できるように以下の取組みを行った。

〇「建物・設備 日常点検マニュアル」の作成（平成28年12月作成、令和２年８月改訂）

事故・故障の未然防止や長寿命化に資する施設の点検ポイント等を、建物・各種設備（電気設備・機械設備・防災設備）に分類してまとめた。

〇「建物・設備 日常点検マニュアル」を活用した「日常点検　実地研修会」の開催建物等の点検を実際に体験できるよう、現地（実際の建物）で実演講習。

〇日常点検等相談窓口の開設

日常点検における具体的な疑問や相談に対応。

②劣化度調査・現況調査の実施及び中長期保全計画の策定

建物の改修等を計画的に実施するため、劣化度調査・現況調査を実施のうえ、中長期保全計画を策定した。

〇延床面積1,000平方メートル以上の建物（平成28～30年度）

〇延床面積1,000平方メートル未満の建物（令和元～２年度）

　また、建物（施設）の修繕等の保全、並びに建替えにかかる「中長期的な経費等見込みの概算（推計）」を算出した（平成31年２月）。　　　（概要は「参考資料編P57」参照）

③長寿命化に向けた改修工事等の着手（令和２年度～）

　 　劣化度調査等の結果、不具合の発生などの劣化が著しく、長寿命化のために優先的に対応する必要のあるものから改修工事等（設計を含む）に着手した。

　　④地方独立行政法人の取組支援

　　　基本方針の策定、劣化度調査、中長期保全計画の策定の指導・支援を行った。

（「参考資料編P60」参照）

（１）－２　総量最適化・有効活用

 ○築後25・50年目施設等の点検

築後25・50年目の施設等333施設について、施設管理者へのヒアリングや現地での利用状況等の調査を行い、劣化（老朽）や有効活用の状況を点検し、６ヵ年で20施設56棟※を撤去、廃止等とするなど、総量最適化に努めた。

　　　　※　削減対象：延床面積　246,072.99平方メートル

（「一部撤去」等の削減面積は、施設の延床面積を記載）

 ◆点検結果（評価替え及び過年度の点検で継続協議となった施設含む）

○施設の再編等による縮減

上記点検対象施設以外の施設についても縮減に取り組み、40施設62棟について、売却などを行った。

　　　　　◆削減実績（令和３年12月末時点）



○歳入確保の取組み

総量最適化・有効活用の取組み等により生み出された未利用財産について、売却を進めた。

　　　　　◆府有財産の売却実績（一般会計）



（１）－３　公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（推計）

今後10年間（令和５～14年度）の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みは次のとおりである。



（２）令和４年度以降の取組み

引続き、本方針を基本に、施設利用者の安全を確保した上で、更なる経費削減を心掛けつつ、一般会計に属する「建物」（施設）の「長寿命化」「総量最適化・有効活用」を推進する。

（２）－１　長寿命化

○長寿命化に向けた改修工事等の推進

長寿命化のために優先的に対応する必要のあるものから、順次改修工事を推進していく。

 ○計画のフォローアップ

予防保全工事等の実施状況を適宜、中長期保全計画に反映させるとともに、当初計画以上の経年劣化が生じた場合は、状況を確認のうえ、必要に応じて保全計画を見直す。

 ○日常点検能力の向上

施設管理者に、「安全点検」「保守点検」のノウハウを指導・支援する。

○地方独立行政法人の取組支援

基本方針及び中長期保全計画の策定を支援する。

（２）－２　総量最適化・有効活用

引続き、築後25・50年目を迎える施設等について、劣化（老朽）度、必要性やニーズなど総合的な視点により、点検、活用方針の検討を行うとともに、評価指標による有効活用度等を点検し、総量の最適化・有効活用を図る。

併せて、既存施設を更新する際には、他施設との複合化・集約化、減築等により、施設の総量を縮減し、維持管理コストを抑制するとともに、跡地の売却等により、歳入確保を図る。